

区 協 議 会

区 分	<input checked="" type="checkbox"/> 諮問事項 <input type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項				
件 名	(仮称) 浜松市立舞阪こども園の設置並びに浜松市立舞阪幼稚園、浜松市立舞阪第1保育園及び浜松市立舞阪第2保育園の廃止について				
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>○背景</p> <ul style="list-style-type: none"> 市では、令和5年6月に「浜松市立幼稚園・保育園の適正化等に関する方針」(以下「方針」という。)を施行し、規模の適正化や認定こども園化等の検討を進めている。 舞阪幼稚園(昭和51年創立)、舞阪第1保育園(昭和38年創立)及び舞阪第2保育園(昭和47年創立)の3園(以下「既存3園」という。)は築40年以上が経過しており、いずれも施設の老朽化が著しい状況である。 市地域防災計画において、既存3園は、指定避難所に位置付けられており、また、舞阪第2保育園については、津波緊急避難場所に指定されている。 <p>○経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年6月に舞阪地区自治会連合会から既存3園を統合し、認定こども園を整備することを求める要望書が提出された。 地域からの要望や施設の老朽化の状況などを踏まえ、方針に基づき、舞阪地区の既存3園を統合し認定こども園を整備することとし、令和6年度に基本設計を完了、令和7年度に実施設計に着手している。令和8年度から令和10年度にかけて工事等を実施し、令和11年4月に認定こども園が開園の見込みである。 令和5年4月から休園している舞阪幼稚園については、認定こども園の開園に先立って閉園することについて、地元自治会の理解が得られた。 <p>○課題</p> <ul style="list-style-type: none"> 既存3園の閉園後の施設の利活用については、指定避難所等に位置付けられていることを踏まえ、継続して地元自治会等との協議が必要である。 				
対象の区協議会	中央区協議会(西地域分科会)				
内 容	(仮称) 浜松市立舞阪こども園の設置並びに浜松市立舞阪幼稚園及び浜松市立舞阪第1保育園、浜松市立舞阪第2保育園の廃止について <ol style="list-style-type: none"> (仮称) 浜松市立舞阪こども園の設置 設置時期：令和11年4月1日 浜松市立舞阪幼稚園の廃止 廃止時期：令和8年3月31日 浜松市立舞阪第1保育園の廃止 廃止時期：令和11年3月31日 浜松市立舞阪第2保育園の廃止 廃止時期：令和11年3月31日 				
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	答申を得たい時期：令和7年12月				
担当課	幼保運営課	担当者	尾崎 健	電話	457-2114

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

第8号様式

浜市協第99号
令和7年9月17日

中央区協議会 様

浜松市長 中野 祐介



区協議会への諮問について

浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例第11条第1項及び第3項の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

- 1 諮問内容 別紙第9号様式のとおり
- 2 答申期限 別紙第9号様式に記載された期限のとおり

(仮称) 浜松市立舞阪こども園の設置及び統廃合の計画について

1 概要

既存の舞阪第1保育園、舞阪第2保育園及び舞阪幼稚園(休園中)の3園を統合し、新たに幼保連携型認定こども園を設置

- (1) 施設名称 (仮)浜松市立舞阪こども園
- (2) 施設種別 幼保連携型認定こども園

【(仮称) 舞阪こども園の新築・統廃合のイメージ】

幼稚園	保育所	
舞阪幼稚園(休園中) 住所：浜松市中央区舞阪町 舞阪 2668-33	舞阪第1保育園(定員 80 人) 住所：浜松市中央区舞阪町 弁天島 3885	舞阪第2保育園(定員 90 人) 住所：浜松市中央区舞阪町 舞阪 2659-3
		

統廃合

幼保連携型認定こども園

(仮称) 浜松市立舞阪こども園 (定員 90 人(予定))

【所在地】 浜松市中央区舞阪町舞阪 2621 番地の 123 の一部、2621 番地の 177 の一部

【敷地】 市有地 敷地面積約 3,000 m²

【建物】 2階建て 延床面積約 1,000 m²

2 統廃合・新築の理由

- ・既存の3園はいずれも津波の浸水想定区域内に位置している一方で、認定こども園の建設予定地は、浸水想定区域外に位置しており、安全、安心な保育環境を確保する。
- ・既存の舞阪第1保育園や舞阪第2保育園の土地利用(建替)も検討したところ、地域から「送迎用の駐車場の確保」を望む声があり、2園共に駐車場が十分に確保できていない状況を打開する必要があることから、十分な広さの新たな土地を活用する。

3 経過・今後のスケジュール

R5.4月	・舞阪幼稚園 休園
6月	・「浜松市立幼稚園・保育園の適正化等に関する方針」を施行、規模の適正化や認定こども園化等の方向性を示す方針を策定 ・舞阪地区自治会連合会から3園を統合し、認定こども園を整備することを求める要望書の提出を受ける
R6～8年度	・(仮称)舞阪こども園の地質調査、設計等を実施
R8～10年度	・(仮称)舞阪こども園の新築工事
R11年度	・(仮称)舞阪こども園 開園

(仮称)舞阪こども園予定地、舞阪幼稚園、舞阪第1保育園、舞阪第2保育園の位置図



【協議事項第 1 号】

中央区協議会（西地域分科会）推薦会の会長及び職務代理者の選任について

会 長	田澤 健司
職務代理者	片山 幸一

【参考】

中央区協議会（西地域分科会）推薦会の設置等に関する要綱（抜粋）
（会長）

第 3 条 推薦会に会長 1 人を置く。

- 2 会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長の任期は、委員の任期による。
- 4 会長は、推薦会の事務を掌理し、推薦会を代表する。
- 5 会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときにその職務を代理する者をあらかじめ指名するものとする。

中央区協議会（西地域分科会）公募委員選考要領

（目的）

第1条 この要領は、浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例施行規則第3条第1項第2号に定める推薦者の案の策定における公募による委員（以下「公募委員」という。）の選考について、必要な事項を定める。

（公募委員の定数）

第2条 公募委員の定数は、1人とする。ただし、公募により選考した委員数が定数に満たないときは、当該選考した委員数をその公募における委員の定数とする。

（公募の方法等）

第3条 公募は、「広報はままつ」及び「インターネットの中央区ホームページ」に掲載する等により行う。

2 応募する者は、規定の申込書及び小論文を提出することにより、応募を行う。

（選考の基準）

第4条 公募委員の選考は、小論文をその内容によって採点し、推薦会委員の合計点を応募者の得点とし、全体で得点の多い者を選考する。（ただし、合計点が6割未満の者は選考しない。）

2 推薦会の会長が必要があると認めるときは、応募者の面接審査を行い、面接審査の審査結果を小論文の得点に合算し、選考することができる。

（選考結果に関する情報の開示）

第5条 選考された者について、その氏名を公開することができる。また、応募した者について、本人に対し、得点を開示することができる。

（細目）

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和7年10月1日から施行する。

中央区協議会（西地域分科会）公募委員募集要項

多様な地域住民の声を行政に反映させるための市の附属機関である中央区協議会（西地域分科会）の委員の任期が、令和8年3月31日で満了します。

そこで、次期委員として中央区協議会（西地域分科会）から市長へ推薦する方を募集します。

1 任 期

- ・令和8年4月1日から令和11年3月31日までの3年間
- ・会議は、月に1回～2回程度開催予定
(会議の開催日時などは委員で協議して決めていただきます。)

2 役 割

- (1) 日々の活動の中で住民や地域の諸団体などの意見を集約したり、意見交換をしたりします。
- (2) 地域課題の解決に向けて、審議などをしていただきます。
- (3) 中央区に関する諮問事項等に対して協議し答申等をいただきます。
例えば次のようなものがあります。
 - ・地域に関する事業などの検討など

3 報 酬 日額5,000円

4 対 象

次の(1)～(4)までの条件をすべて満たす方

- (1) 中央区協議会の所掌区域内（別紙参照）に住所を有する18歳以上の方
※年齢は、令和8年4月1日時点
- (2) 令和5年度から令和7年度までの任期において、連続2期目の区協議会委員でない方
- (3) 浜松市が設置する他の附属機関の委員に令和8年4月以降に就任が予定されている場合、その数が1以下である方
- (4) 浜松市議会議員及び浜松市職員でない方

5 人 数 1人

6 募 集

(1) 期 間 令和7年11月21日(金)～令和7年12月22日(月)

(2) 応募方法 次の提出書類を郵送、持参、Eメールのいずれかにより、
西行政センターに提出

(3) 提出書類

①申込書 … 用紙は西行政センター、舞阪支所、各協働センター（神久呂、
入野、伊佐見、和地、篠原、庄内、雄踏）に用意して
あるほか、区ホームページからダウンロードできます。

([https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/...](https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/))

②小論文 … テーマ「西地域の住みよいまちづくり（福祉、防災、交通安全
など）について私の考えること」

※本文800字程度

※手書きの場合は、原稿用紙を使用

※小論文にも氏名を明記

7 選考方法

書類選考とします。場合によっては、面接をすることがあります。

※提出された応募書類は、返却しません。

8 結果発表 郵送により通知します。（2月上旬頃を予定）

9 選考結果に関する情報の公開・開示

選考結果に関する次の情報は、関係条例の規定に基づき請求があった場合、
公開又は開示します。

(1) 公開対象

- ・ 選考された方の氏名

(2) 開示対象（本人に対してのみ開示）

- ・ 選考された方の選考時の得点
- ・ 選考されなかった方の選考時の得点

10 申込み・問合せ先

浜松市中央区西行政センター

〒431-0193 浜松市中央区雄踏一丁目31番1号

電話 / 053-597-1112 ファクス / 050-3385-8176

Eメール / w-shinko@city.hamamatsu.shizuoka.jp

中央区協議会（西地域分科会） 公募委員応募申込書

申込日	年 月 日	整理 NO	記入しないでください。
ふりがな		性別	男 ・ 女
氏 名	印	生年月日	明・大・昭・平 年 月 日
住 所	〒 — 浜松市中央区 町 番地 丁目 番 号 (マンション・アパート等名)		
電話番号			
メールアドレス			
地域づくりについて特に興味のあるもの（分野）			
これまでの社会活動等の実績 ※ある場合のみご記入ください。			
備 考			

※ ご記入いただいた個人情報は、今回の選考以外に利用いたしません。

浜松市区及び区協議会の設置等に関する条例（抜粋）

（区協議会の責務）

第10条 区協議会は、当該区内の住民及び諸団体等の多様な意見の調整を行い、地域における市民協働活動の要となるよう努めるものとする。


別表第5（第22条関係）

区協議会	地域分科会の名称	所掌区域	地域分科会委員の定数
中央区協議会	西地域分科会	西山町 神ヶ谷町 大久保町 神原町 入野町 西鴨江町 志都呂町 伊左地町 佐浜町 大人見町 古人見町 和地町 湖東町 大山町 和光町 深萩町 平松町 呉松町 白洲町 舘山寺町 庄内町 協和町 庄和町 村櫛町 篠原町 坪井町 馬郡町 大平台一丁目 大平台二丁目 大平台三丁目 大平台四丁目 桜台一丁目 桜台二丁目 桜台三丁目 桜台四丁目 桜台五丁目 桜台六丁目 西都台町 志都呂一丁目 志都呂二丁目 舞阪町 舞阪 舞阪町長十新田 舞阪町浜田 舞阪町弁天島 雄踏町宇布見 雄踏町山崎 雄踏一丁目 雄踏二丁目 これらの町字に隣接する浜名湖	20人以内

中央区協議会（西地域分科会）推薦会のスケジュールについて

スケジュール（案）

	西地域分科会	推薦会
8月	8月分科会（8月5日） 推薦会設置要綱の制定	
9月	9月分科会（9月17日） 推薦会委員の選任	
10月	10月分科会（10月1日）	第1回推薦会（10月1日、分科会終了後） 【協議事項】 会長・職務代理者の選任 【協議事項】 公募委員の選考（選考要領・募集要項） 10月上旬 《事務局》 広報はままつ委員公募の原稿提出
11月	11月分科会（11月5日） 第1回推薦会の報告	第2回推薦会（11月5日、分科会終了後） 【協議事項】 委員構成及び推薦団体の選定 11月下旬 《事務局》 西地域自治会連合会への説明
12月	12月分科会（12月3日） 第2回推薦会の報告	公募委員の募集
12月		第3回推薦会（12月25日） 【協議事項】 公募委員の選考 【協議事項】 推薦（案）の策定
1月	1月分科会（1月7日） 推薦（案）の議決	
2月	2月分科会（2月4日）	
3月	3月分科会（3月4日） 今期最終分科会（3月30日） 次期委員予定者の報告	
4月	新委員の委嘱	

No.	2	提案委員氏名	片山 幸一
1	件名	防災機能強化のための護岸改修について	
2	「地域課題」	<p>第一弁天島は、名前の通り、地区全体が浜名湖及び水路に囲まれています。特に、都田川東側護岸と歩行者道路、弁天川北側護岸と道路については、毎年のように陥没や沈下が起こり、その都度改修工事を行っています。これら道路は、車両通行のほか、地元住民も散歩したりしているため、大きな事故につながりかねない危険をはらんでいます。</p> <p>道路陥没や沈下は、浜名湖の干満による潮位の変化や波による浸食のため護岸ブロックに亀裂が入り内部に空洞ができていることが原因と思われます。</p> <p>舞阪地区では、第一弁天島以外の地域でも護岸の問題を抱えています。</p> <p>道路の陥没を恒久的に防ぐため護岸の抜本的な改修をお願いしたいと考えております。なお、第一弁天島の件は、護岸を管理している静岡県浜松土木事務所に要望書を2回提出しております。【平成30年11月、令和元年9月】</p>	
			
3	他の委員に依頼したいこと	<p>津波・高潮・河川氾濫などの対策として護岸（改修）工事が必要と思われる場所があれば、教えてください。</p> <p>また、県などに要望した結果、護岸工事が実施された事例があれば、併せて教えてください。</p>	
4	行政から情報提供を求めたいこと	<p>上記の課題について浜松市のお力添えをお願いできるのであれば、その（要望）方法について教えてください。</p>	
5	提案など		

No.	4	提案委員氏名	袴田 多恵子
1	件名	公園の利活用について	
2	「地域課題」		
<p>市の公園としては9つほどの種類があるようですが、私たちに一番身近なものは「街区公園」だと思います。</p> <p>西地域だけでも50箇所余りあります。</p> <p>しかし、場所によってはあまり人気がなかったり、雑草が気になったり、遊具が危険になっていたりとということが見受けられます。</p> <p>せっかくの場所が活用されていないのではと心配です。</p>			
3	他の委員への依頼したいこと		
<p>お住いの地域にある公園の数、場所、環境や利用の様子について何か気になることはありませんか。</p> <p>また、こんなふうに公園を活用しているよという事例があれば教えてください。</p>			
4	行政から情報提供を求めたいこと		
<ul style="list-style-type: none"> ・公園の区分と西地域にある公園についてご紹介いただけると助かります。 ・人や地域が変化する中、魅力ある公園として利用されるために行っている（遊具や施設、樹木などの保全に関する）施策について、地域への支援を含めて、教えてください。 ・今後、公園をどのように活用してほしいなどの提案があれば、教えてください。 			
5	提案など		
This area is empty in the original image			

中央区協議会（代表会）からの連絡事項について

令和7年10月7日開催の中央区協議会（代表会）での「議事内容」、
「地域分科会からの報告事項」について、報告します。

【議事内容】

- (1) <協議事項> 令和8年度区政運営方針の策定について … P. 別1
- (2) <報告事項> 追加分のパブリック・コメント（パブコメ）の
取扱い結果について … P. 別3

【地域分科会からの報告事項】

- (1) 中地域分科会 … P. 別7
- (2) 東地域分科会 … P. 別23
- (3) 西地域分科会 … P. 別25
- (4) 南地域分科会 … P. 別27

5 中央区代表会からの連絡事項について
【議事内容】 (1) 令和8年度区政運営方針の策定について

第9号様式

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input checked="" type="checkbox"/> 協議事項 <input type="checkbox"/> 報告事項
件 名	令和8年度区政運営方針の策定について
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>○背景</p> <p>区民の皆様とともに地域の課題を解決し、市民サービスの向上や暮らしやすい地域づくりを進めるために、区長が区政運営に当たっての基本的な方針、区の取組課題等を区政運営方針として毎年度公表している。</p> <p>令和6年度中央区代表会及び各地域分科会において、令和7年度から16年度までの中長期的な目標である将来像と、その実現に向けた令和7年度の区政運営に当たっての3つの基本方針を定めた。</p>
対象の区協議会	中央区協議会（代表会）
内 容	<p>令和8年度中央区区政運営方針の策定に当たって、下記事項について意見を伺うもの。</p> <p>詳細は別紙参照。</p> <ol style="list-style-type: none">1 令和8年度中央区区政運営方針における基本方針2 策定スケジュール
備 考 (答申・協議結果を得たい 時期、今後の予定など)	<p>○今後の主な予定 別紙参照。</p>
担当課	中央区区振興課

5 中央区代表会からの連絡事項について

第9号様式

【議事内容】(2) 追加分のパブリック・コメント(パブコメ)の
取扱い結果について

区 協 議 会

区 分	<input type="checkbox"/> 諮問事項 <input type="checkbox"/> 協議事項 <input checked="" type="checkbox"/> 報告事項
件 名	追加分のパブリック・コメント(パブコメ)の取扱い結果について
事業の概要 (背景、経緯、 現状、課題等)	<p>・5月代表会において、令和7年度に予定されているパブコメ案件(5件)の取扱い結果を報告済。</p> <p>・令和7年度の区協議会におけるパブコメに関する運用は次のとおり。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>パブコメの運用区分</p> <p>①原則として、概要版の配付による情報提供を行う。 ただし、以下②、③の場合は区協議会での説明を行う。</p> <p>②パブコメ実施課の判断によって意見を聴取する必要がある場合。</p> <p>③区協議会から求められた場合。(ただし、説明は代表会又は地域分科会のどちらか一方)</p> </div>
対象の区協議会	中央区協議会(中央区代表会)
内 容	<p>・新たに追加されたパブコメ案件(1件)について、各地域分科会の意向を確認したため、その取扱い結果を報告するもの。</p> <p><追加のパブコメ案件の概要></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>・実施担当課：保健総務課</p> <p>・件名：浜松市新型インフルエンザ等対策行動計画</p> </div> <p><スケジュール></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>2月代表会： 別紙1「フローチャート」により整理することを決定。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>5月代表会：4月までに各地域分科会で意向確認したパブコメ案件(5件)の取扱い結果を報告。 別紙2「一覧表」のとおり。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p>10月代表会：各地域分科会で意向確認した追加分のパブコメ案件(1件)の取扱い結果を報告。 別紙2「一覧表」のとおり。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>随時：各協議会において、パブコメ実施課による説明又は資料配付。</p> </div>
備 考 (答申・協議結果を得たい時期、今後の予定など)	—
担当課	中央区区振興課

必要に応じて、記入枠の拡大や資料等の添付をしてください。

中央区協議会 パブリック・コメント案件を取扱う会議一覧表

中央区・区振興課

別紙2

《フローチャートによる取扱い区分》

【取扱い項目が全会一致の場合】
指定の取扱い項目とする。

【取扱い項目が混在する場合】

- ①最も多い項目を、取扱い項目とする。
- ②同数の場合は、よりきめ細かな対応の取扱い項目とする。
 - ・項目が「代表会」と「分科会」が混在した場合は、「分科会」とする。
 - ・項目が「代表会」と「資料配付」が混在した場合は、「代表会」とする。
- ③項目が「分科会」と「資料配付」が混在した場合は、各地域分科会の意向を尊重する。

No.	件名	地域分科会の意向結果				フローチャートによる決定			
		中	東	西	南	中	東	西	南
1	浜松市生涯学習推進大綱（案）	分科会	分科会	分科会	分科会	分科会	分科会	分科会	分科会
2	浜松市中心市街地活性化ビジョン（案）	分科会	分科会	分科会	分科会	分科会	分科会	分科会	分科会
3	浜松市防災都市づくり計画（案）	分科会	分科会	分科会	分科会	分科会	分科会	分科会	分科会
4	浜松市土地利用方針（案）	分科会	分科会	分科会	分科会	分科会	分科会	分科会	分科会
5	浜松市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（案）	資料配付	分科会	分科会	資料配付	資料配付	分科会	分科会	資料配付
6	浜松市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）	分科会	分科会	分科会	資料配付	分科会	分科会	分科会	資料配付

R7.9追加

代表会

・・・代表会で審議

分科会

・・・分科会で審議

資料配付

・・・説明なし・概要版配付のみ

中地域分科会における意見・要望等（令和7年10月）

件名	富塚地区コミュニティ協議会からの要望に対する回答について（ゾーン30プラスの指定及び地区内の交通安全対策）	開催月	令和7年8月
内容	<p>(趣旨)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通り抜け車両が生活道路や子どもたちの通学路に進入し、歩行者の安全確保や交通事故を防止するため、進入抑制、速度抑制対策が必要である。 <p>(要望内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・富塚地区において、交通安全対策として行政・警察・学校等と連携し協議を進めてきていることから、速やかにゾーン30プラスの指定及びそれに伴う地区内の交通安全対策について要望するもの。 <p>※交通安全対策を希望する箇所や設置する物理デバイスの概要については別紙のとおり。</p>		
所管	道路企画課		
回答 (方針等)	<ul style="list-style-type: none"> ・ゾーン30プラスは、警察による最高速度時速30キロの区域規制と、道路管理者による物理的デバイスの設置を組み合わせた生活道路エリアの新たな安全対策として、本市でも積極的に推進しており、現在まで市内5地区で設定し、整備が完了したところである。 ・富塚地区においても、令和6年度から地域の皆様や学校、警察などの関係機関と連携し、エリア設定に向けた取組を進めてきたところである。 ・エリア設定には、エリア内の最高速度時速30キロの区域規制が確実に実施されることが要件となる。また、国への報告のなかでは、道路管理者が設置する物理的デバイス等について、地域の皆様が日頃から感じられている課題だけでなく、エリア内の事故発生状況や速度・交通量などのデータに基づく課題に対しても、関係者が連携して適切に検討された効果の見込める対策であることが求められる。 ・まずはデータ分析を進め、その分析結果に基づくエリア設定や対策案などについて、引き続き地域の皆様や警察、学校関係者等と協議を重ねながら、富塚地区のゾーン30プラスのエリア設定に努めていく。 		

浜土道企交第 17 号
令和 7 年 7 月 16 日

浜松市中央区協議会（中地域分科会）
会長 鈴木 義明 様

浜松市長 中野 祐介
（道路企画課）



富塚地区のゾーン 30 プラス指定及び地区内の交通安全対策に関する要望について

（要望内容）

富塚地区において、交通安全対策として行政・警察・学校等と連携し協議を進めてきていることから、速やかにゾーン 30 プラスの指定及びそれに伴う地区内の交通安全対策の実施を要望する。

（回答）

ゾーン 30 プラスは、警察による最高速度時速 30 キロの区域規制と、道路管理者による物理的デバイスの設置を組み合わせた生活道路エリアの新たな安全対策として、本市でも積極的に推進しており、現在まで市内 5 地区で設定し、整備が完了したところです。

富塚地区におきましても、令和 6 年度から地域の皆様や学校、警察などの関係機関と連携し、エリア設定に向けた取組を進めてきたところです。

エリア設定には、エリア内の最高速度時速 30 キロの区域規制が確実に実施されることが要件となります。また、国への報告のなかでは、道路管理者が設置する物理的デバイス等について、地域の皆様が日頃から感じられている課題だけでなく、エリア内の事故発生状況や速度・交通量などのデータに基づく課題に対しても、関係者が連携して適切に検討された効果の見込める対策であることが求められます。

このため、まずはデータ分析を進め、その分析結果に基づくエリア設定や対策案などについて、引き続き地域の皆様や警察、学校関係者等と協議を重ねながら、富塚地区のゾーン 30 プラスのエリア設定に努めて参ります。

令和7年5月28日

中央区協議会（中地域分科会）

会長 鈴木 義明 様

富塚地区コミュニティ協議会 会長 井口隆夫

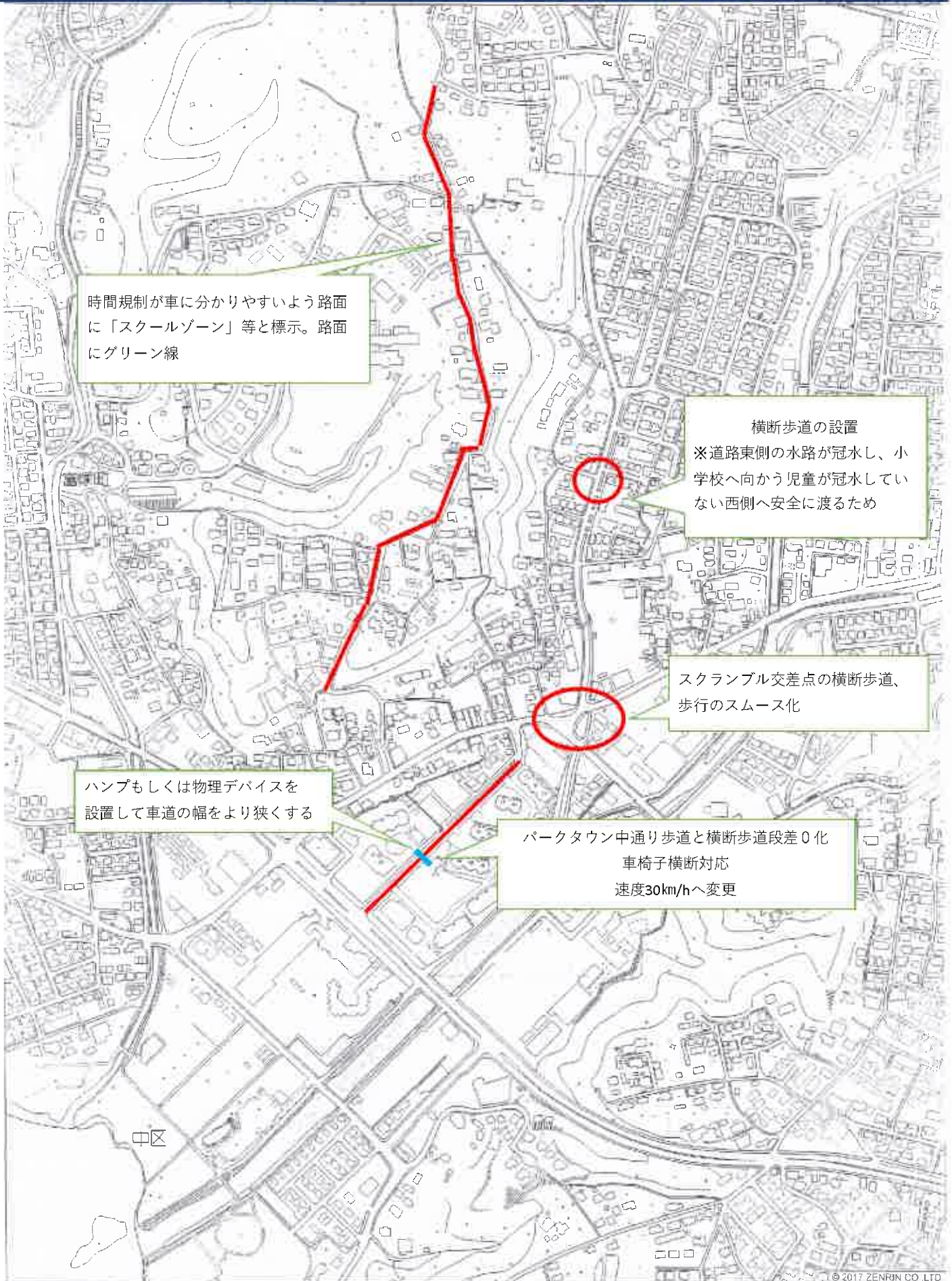
富塚地区のゾーン 30 プラス指定及び地区内の交通安全対策に
関する要望について

（趣旨）

- ・通り抜け車両が生活道路や子どもたちの通学路に進入し、歩行者の安全確保や交通事故を防止するため、進入抑制、速度抑制対策が必要である。

（要望内容）

- ・富塚地区において、交通安全対策として行政・警察・学校等と連携し協議を進めてまいりました。
つきましては、速やかにゾーン 30 プラスの指定及びそれに伴う地区内の交通安全対策について要望するもの。
※交通安全対策を希望する箇所や設置する物理デバイス、ゾーン 30 プラスの概要については別紙のとおり。



時間規制が車に分かりやすいよう路面に「スクールゾーン」等と標示。路面にグリーン線

横断歩道の設置
※道路東側の水路が冠水し、小学校へ向かう児童が冠水していない西側へ安全に渡るため

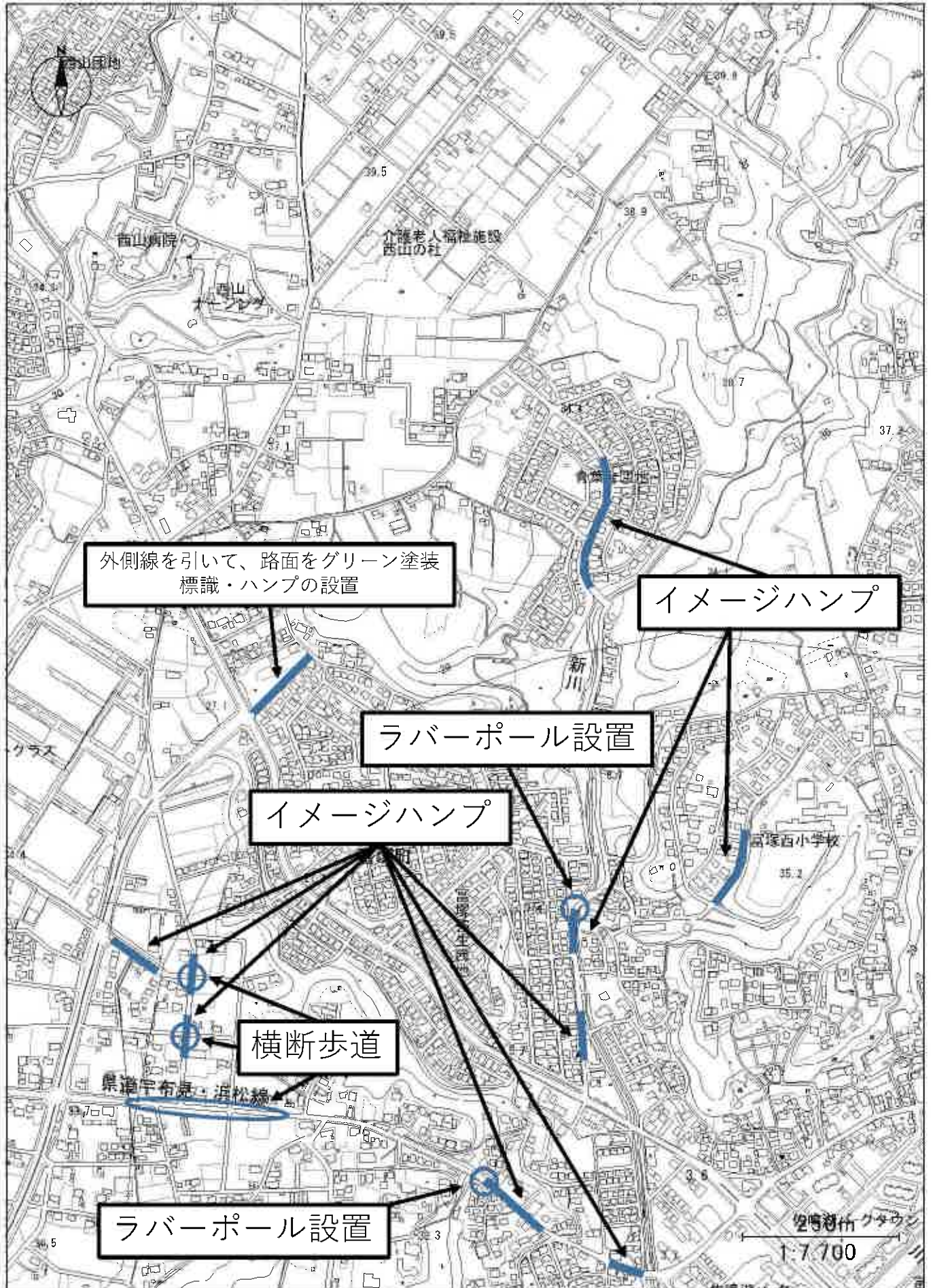
スクランブル交差点の横断歩道、歩行のスムーズ化

ハンプもしくは物理デバイスを設置して車道の幅をより狭くする

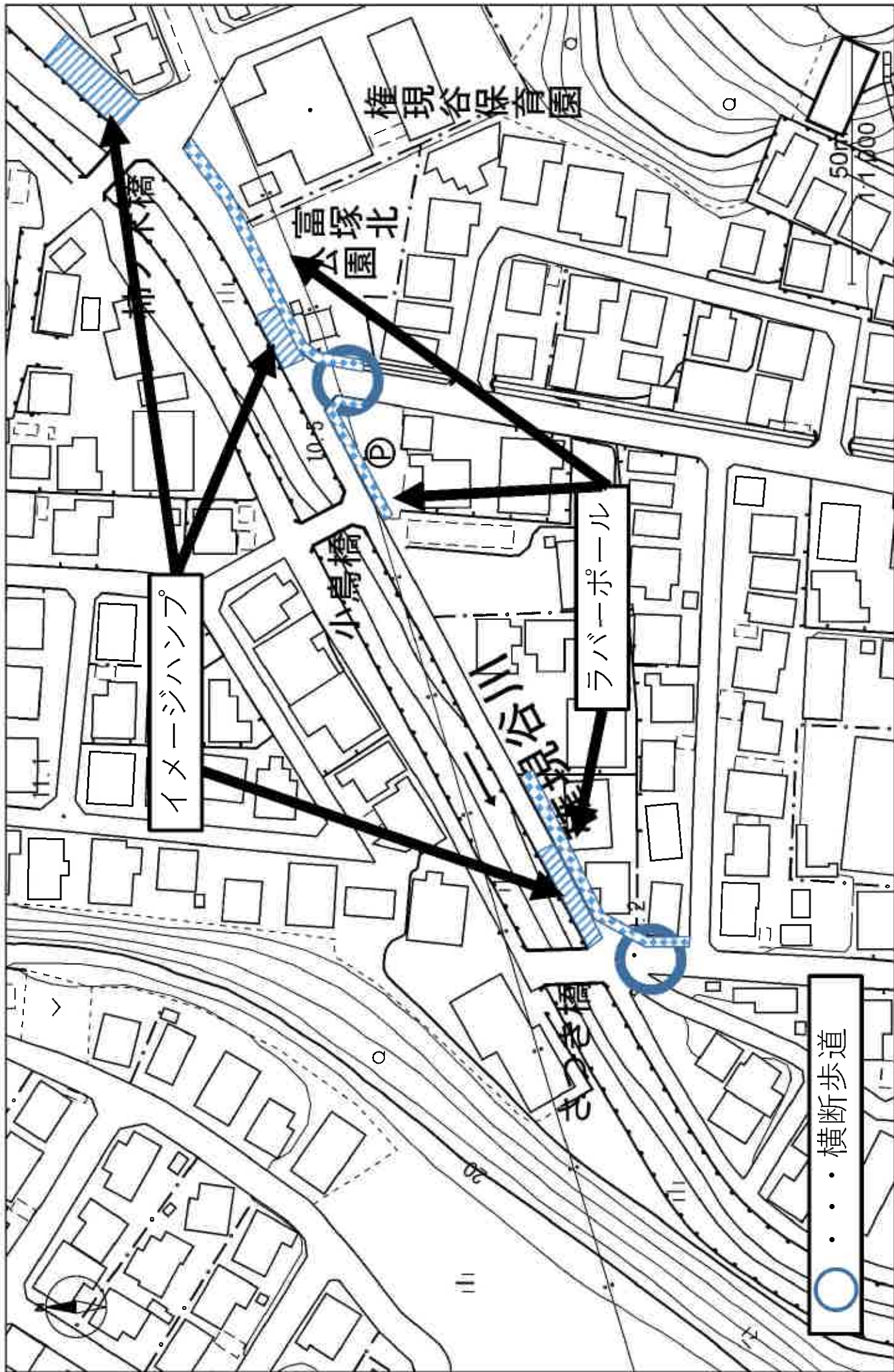
パークタウン中通り歩道と横断歩道段差0化
車椅子横断対応
速度30km/hへ変更

中区

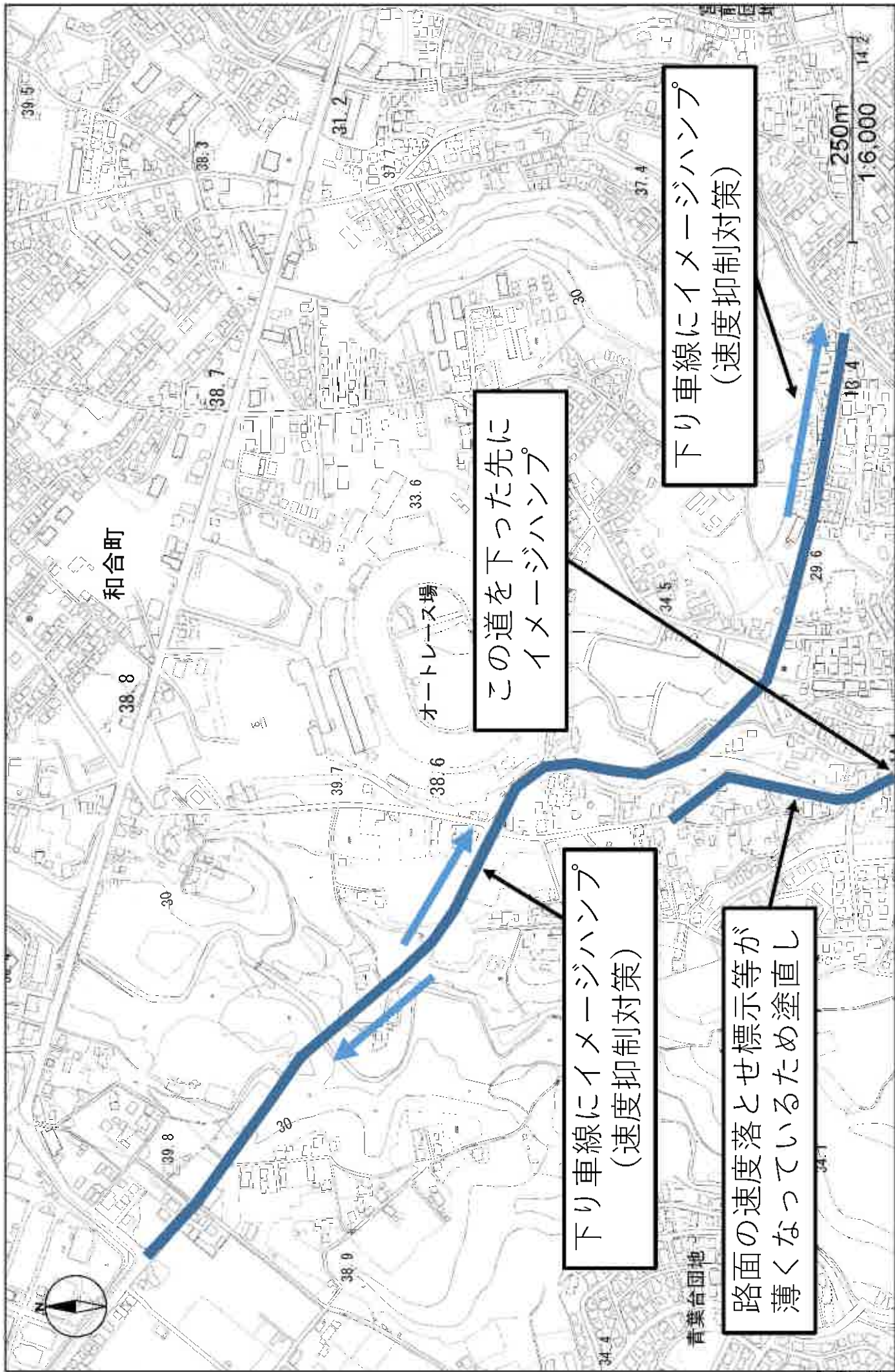
ゾーン30プラス 交通安全対策要望箇所（富塚町西自治会）



ゾーン30プラス 交通安全対策要望箇所（富塚町北自治会）



ゾーン30プラス 交通安全対策要望箇所（西和自治会）



(中地域分科会) 地域課題に係る報告 (令和7年10月)

<p>件名</p>	<p>「家庭ごみ」に関すること ・ごみ・資源物の正しい出し方やごみの減量について</p>	<p>開催月</p>	<p>令和7年8月</p>							
<p>内容</p>	<p>○背景又は取り上げた理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・出せるごみの種類や曜日、分別方法は決まっているが、ルール違反ごみを目にする人が多い。こういったことを少しでも減らすことができればという思いで提案した。 ・ペットボトルの出し方について、他の地域ではどうしているのか。 ・富塚では高齢者のごみ出しが大変、品目によってごみ出しの場所が変わる、回収かごが重いといった声があがっているため、意見交換をしたい。 <p>○内容 (他の委員又は行政に聞きたいこと)</p> <p>委員から提案のあった内容について、グループワークを行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家庭ごみの出し方で困っていることについて ・分別の仕方、減量に対しての取組について ・地元や自治会でのごみ出しの対策や活動について ・住民や近隣への周知について 									
<p>所管</p>	<p>一般廃棄物対策課、高齢者福祉課</p>									
<p>質問 ・ 意見 ・ 回答</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="320 1066 884 1122">委員からの主な質問・意見等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="320 1122 884 1312"> <p>1 ごみ集積所の設置を地域に依頼していることも含めて、ごみの出し方に関する課題・問題の対策を行政も交えて考える場を設けていただきたい。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 1312 884 1603"> <p>2 少しでもごみを減らすために、毎週あるプラごみの日を1日だけでも資源ごみ回収の日に変えていただくことはできないのか。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="320 1603 884 2074"> <p>3 ごみを回収するためのコンテナが重いため、高齢者や掃除当番が大変な思いをしているという意見が出ている。軽いものにならないか行政に見直していただきたい。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	委員からの主な質問・意見等	<p>1 ごみ集積所の設置を地域に依頼していることも含めて、ごみの出し方に関する課題・問題の対策を行政も交えて考える場を設けていただきたい。</p>	<p>2 少しでもごみを減らすために、毎週あるプラごみの日を1日だけでも資源ごみ回収の日に変えていただくことはできないのか。</p>	<p>3 ごみを回収するためのコンテナが重いため、高齢者や掃除当番が大変な思いをしているという意見が出ている。軽いものにならないか行政に見直していただきたい。</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="884 1066 1449 1122">回答</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="884 1122 1449 1312"> <p>1 一般廃棄物対策課では、「環境美化推進員区会議」や「出前講座」内の質問時間で、課題・問題の共有や意見交換を行っている。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="884 1312 1449 1603"> <p>2 集積所の用地確保や収集コストの増加といった課題や自治会やPTAの収集活動への影響から、当面は既存の回収体制を維持しつつ、回収場所の周知等を図ることで、さらなる資源化を推進していく。</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="884 1603 1449 2074"> <p>3 「かん」「ペットボトル」については、コンテナより扱いやすいネット袋を、ごみ集積所の利用状況に応じて配布をしている。</p> <p>「びん」については、強度や耐久性があるコンテナを使用することとしている。現在、強度や耐久性があり、軽量で扱いやすい製品について情報収集しており、適合する製品があれば、今後導入を検討していく。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	回答	<p>1 一般廃棄物対策課では、「環境美化推進員区会議」や「出前講座」内の質問時間で、課題・問題の共有や意見交換を行っている。</p>	<p>2 集積所の用地確保や収集コストの増加といった課題や自治会やPTAの収集活動への影響から、当面は既存の回収体制を維持しつつ、回収場所の周知等を図ることで、さらなる資源化を推進していく。</p>	<p>3 「かん」「ペットボトル」については、コンテナより扱いやすいネット袋を、ごみ集積所の利用状況に応じて配布をしている。</p> <p>「びん」については、強度や耐久性があるコンテナを使用することとしている。現在、強度や耐久性があり、軽量で扱いやすい製品について情報収集しており、適合する製品があれば、今後導入を検討していく。</p>
委員からの主な質問・意見等										
<p>1 ごみ集積所の設置を地域に依頼していることも含めて、ごみの出し方に関する課題・問題の対策を行政も交えて考える場を設けていただきたい。</p>										
<p>2 少しでもごみを減らすために、毎週あるプラごみの日を1日だけでも資源ごみ回収の日に変えていただくことはできないのか。</p>										
<p>3 ごみを回収するためのコンテナが重いため、高齢者や掃除当番が大変な思いをしているという意見が出ている。軽いものにならないか行政に見直していただきたい。</p>										
回答										
<p>1 一般廃棄物対策課では、「環境美化推進員区会議」や「出前講座」内の質問時間で、課題・問題の共有や意見交換を行っている。</p>										
<p>2 集積所の用地確保や収集コストの増加といった課題や自治会やPTAの収集活動への影響から、当面は既存の回収体制を維持しつつ、回収場所の周知等を図ることで、さらなる資源化を推進していく。</p>										
<p>3 「かん」「ペットボトル」については、コンテナより扱いやすいネット袋を、ごみ集積所の利用状況に応じて配布をしている。</p> <p>「びん」については、強度や耐久性があるコンテナを使用することとしている。現在、強度や耐久性があり、軽量で扱いやすい製品について情報収集しており、適合する製品があれば、今後導入を検討していく。</p>										

4 名古屋市では高齢者世帯や障がいのある一人暮らし世帯のごみを家まで回収しに来てくれる支援事業があるという。高齢化が進むため、ごみの回収に関する支援を浜松市でも検討していただきたい。

4 地区社会福祉協議会の「地域たすけあい支援事業（家事支援サービス）」の中で、一部の地域では地域住民やボランティアの皆様によりごみを集積所まで運ぶ取組が行われている。

今後も本市にとって最適な方法を、環境部局、福祉部局が連携し、検討していく。

(東地域分科会) 地域課題に係る報告 (令和7年10月)

<p>件名</p>	<p>大雨に対する備えについて</p>		<p>開催月</p>	<p>令和7年8月</p>
<p>内容</p>	<p>○背景又は取り上げた理由 梅雨の時期や台風による大雨は近年その脅威を増している。この度、東災害ボランティア連絡会に属し、防災士の資格を持つ東地域分科会委員から大雨に対する備えとして情報発信があった。防災に係る情報は東地域に限らず広く周知すべきと考えるため。</p> <p>○内容 8月に開催した東地域分科会の「委員からの発信」の時間において下記のとおり情報発信があった。</p> <p>(情報発信)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 8月16日に天竜区の船明地区において局地的に大雨が降り、浸水被害も発生した。大雨が予期せず突発的に降ると、車両を高所に移動させておく等の浸水対策をとることができない。浸水による車両の故障に備えて、予め車両保険等に加入しておくことをお勧めしたい。 ・ 水囊(すいのう)とブルーシートを使用し屋内への浸水を防ぐ方法がある。水囊はホームセンターで購入でき、また給水ポリマーを用いていることから、吸水させるまでは軽量で運搬が容易である。河川の増水に伴う越水や破堤による濁流に対してはやはり土囊が有効であるが、水流の比較的緩やかで、かつ発生する可能性が高い内水氾濫に対しては水囊も有効である。地域の住民の方々にもぜひ周知していただきたい。 			
<p>所管</p>	<p>危機管理課 (東行政センター)</p>			
<p>質問 ・ 意見 ・ 回答</p>	<p>委員からの主な質問・意見等</p>		<p>回答</p>	
<p>(特になし)</p>		<p>(特になし)</p>		

(西地域分科会) 地域課題に係る報告 (令和7年10月)

<p>件名</p>	<p>防災訓練参加者の減少に歯止めを掛けたい</p>		<p>開催月</p>	<p>令和7年7月</p>																									
<p>内容</p>	<p>○背景 防災訓練の参加者が、年々減少している。年3回の防災訓練、津波避難訓練を実施している（9月、12月、3月）。</p> <p><舞阪町砂町自治会>過去の地域防災訓練（12月）の参加者数</p> <table border="1" data-bbox="379 663 1430 763"> <thead> <tr> <th>2014</th> <th>2015</th> <th>2016</th> <th>2017</th> <th>2018</th> <th>2019</th> <th>2020</th> <th>2021</th> <th>2022</th> <th>2023</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>224人</td> <td>202人</td> <td>196人</td> <td>186人</td> <td>168人</td> <td>141人</td> <td>127人</td> <td>117人</td> <td>82人</td> <td>70人</td> </tr> </tbody> </table> <p>参加者の減少は「訓練のマンネリ化」、「訓練のPR不足」、「住民の高齢化」、「新型コロナウイルス感染症の発生」等が原因と考えられる。</p> <p>アンケート結果では、「訓練は気持ちを引き締めるために必要」とご意見がある一方、「役員のための訓練で終わっている」といったご意見もあった。</p> <p>○他の委員に聞きたいこと 住民に防災訓練へ参加していただくために、「訓練内容」、「訓練の案内文」等、工夫されている自治会（自主防災隊）、または団体があれば教えていただきたい。</p> <p>○内容 委員同士で情報交換や意見交換などを行った。</p>									2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	224人	202人	196人	186人	168人	141人	127人	117人	82人	70人
2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023																				
224人	202人	196人	186人	168人	141人	127人	117人	82人	70人																				
<p>所管</p>	<p>危機管理課（西行政センター）</p>																												
<p>質問 ・ 意見 ・ 回答</p>	<p>委員からの主な質問・意見等</p>				<p>回答</p>																								
	<p>1 特徴的なものとして、入野町南平の自主防災隊には、女性隊員のみで組織する救護部を設けている。年間を通して、AED や三角巾の使い方など訓練や活動を行っている。</p>				<p>1 (報告)</p>																								

	<p>2 以前、防災訓練の時間を短縮したところ、参加人数が増えた経験がある。町全体ではなく、避難場所を5か所設けて、分散して訓練を行うようにしたところ、全体の参加率はほぼ100%になった。</p> <p>訓練の案内を紙ではなく、2次元コードを用いてスマートフォンにて行えればと考えている。</p>	2 (報告)
	<p>3 年3回の訓練について、村櫛町全体での実施が難しく、班を絞り交替で行っているため、浸透に時間を要している。中高生の参加を試みたり、地域の医師にも救護で関わっていただいたりするなど毎年悩みながら行っている。</p> <p>訓練の必要性は、実施するたびに改めて感じる。</p>	3 (報告)
	<p>4 最後は各家庭や各個人の問題となり、訓練の有効性も、災害の状況に応じて、全体で一斉に行う場合と個別の場合とで違ってくるのではないかと考える。</p>	4 (意見)

(南地域分科会) 地域課題に係る報告 (令和7年10月)

<p>件名</p>	<p>馬込川水門の工事实施状況について</p>		<p>開催月</p>	<p>令和7年8月</p>
<p>内容</p>	<p>○背景又は取り上げた理由 浜松市沿岸津波対策の整備が一部残る馬込川河口部は、津波被害軽減のため令和3年から水門整備工事が実施されている。地域内で実施されている工事のため、現状把握の目的で令和4年度は希望者による現場視察を実施。その後、都度説明を受けてきた。</p> <p>○内容 令和9年の完成が近いと見込まれるため、工事の整備状況について静岡県浜松土木事務所から説明を受けた。</p>			
<p>所管</p>	<p>静岡県浜松土木事務所沿岸整備課</p>			
<p>質問・意見・回答</p>	<p>委員からの主な質問・意見等</p>	<p>回答</p>		
<p>1 水門見学会指定日の11月1日以外でも予約をすれば見学は可能か。</p>	<p>1 水門の見学は、10名以上の団体及び平日のみ受付が可能。事前予約をお願いする。11月1日については予約不要。時間は10時から15時までを予定している。こども向けイベントも実施する。</p>			
<p>2 工事終了後も水門に隣接したインフォメーションセンターを残してほしい。他地域からの見学者も増えることを想定すると資料や説明等を行うインフォメーションセンターは必要と思うがいかがか。</p>	<p>2 当初計画では、水門管理棟にインフォメーションセンターを併設する考えもあったが、当初の想定より人件費と資材が高騰し、非常に厳しい状況。今後、建設について浜松市と検討していきたい。</p>			
<p>3 水門の隣接した高台から、富士山や景色が一望できる場所を造っていただけなのか。</p>	<p>3 水門から連続する防潮堤の部分が一部高い場所にあるので、そこを利用して展望台として活用していくことは可能かと思う。</p>			
<p>4 防潮堤の高さと比べて水門の高さは低い。大規模災害の津波に対し、公共施設や学校等の被害を防止するための対策はあるか。</p>	<p>4 河川堤防を8メートルまで嵩上げし、堤防表面をコンクリートで被覆した壊れにくい構造にすることによって、越水する量を減らす対策をしている。</p>			

馬込川水門



令和7年7月14日 撮影

浜松市沿岸津波対策

水門本体工の工事が完了！



イメージキャラクター：馬込川すいもん君

浜松市沿岸部にお住いの皆さまの安全のため、全国に先駆け「レベル2（想定最大）津波に対する減災」を目標に整備された防潮堤。その中で唯一整備が残る馬込川河口部。河口部を襲う津波からの減災を目的に「馬込川水門」の整備を進めています。

● 水門本体工(コンクリート工事)が完了！

カーテンウォールのコンクリート打設が完了し、約3年8ヶ月かけて進めてきた水門本体工が令和7年6月に完成しました。引き続き、扉体工事等を進めていきます。



令和7年5月28日撮影(河口側から上流を望む)



令和7年6月5日撮影(水門上流から下流を望む)

● 完成目標は令和9年度

令和9年度完成を目標に工事を進めています。概ね順調に進んでいます。

年度	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	
工事内容 (予定)	仮締切設置	①水門本体（基礎・躯体）					切替	撤去
		②扉体（設計・製作・設置）						
					現在 ▲	③左右岸堤防 ▲		完成予定 ▲

Check! 進捗状況写真は、南行政センター1階と県浜松総合庁舎1階にも展示しています。また、静岡県浜松土木事務所ホームページでもご覧いただけます。



Check!

静岡県と浜松市では、津波対策を進めるための寄附を募集しています。詳しくはホームページをご覧ください。

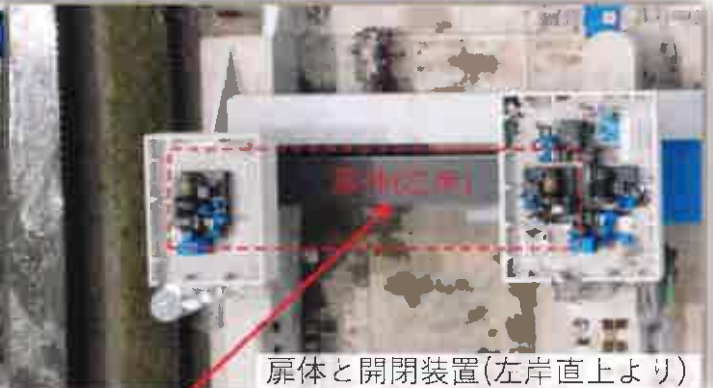


浜松市

「扉体・螺旋階段」などの工事も順調に進捗！



扉体と開閉装置(左岸ゲート)



扉体と開閉装置(左岸直上より)



螺旋階段(左)設置完了



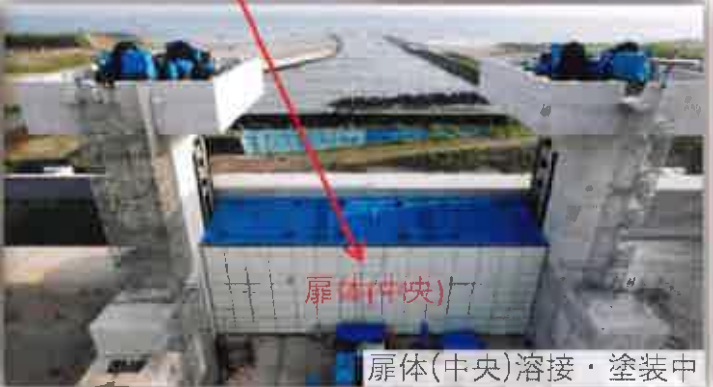
水門上流から下流を望む
(令和7年5月28日撮影)



扉体内部の様子



開閉装置(左岸)



扉体(中央)溶接・塗装中

扉体の現場作業工程



扉体分割部材



扉体組立中



扉体溶接中

扉体塗装中



扉体設置完了

工事の進捗などを YouTubeで配信中！

【お問い合わせ】 静岡県 浜松土木事務所 沿岸整備課

TEL : 053-458-7289 E-Mail : hamado-engan@pref.shizuoka.lg.jp

馬込川水門Ch



都市公園について

主な都市公園の種類区分

(浜松市中央区) 西地域の公園



児童遊園

(篠原地区) 坪井児童遊園地ほか 計 30か所

農村公園

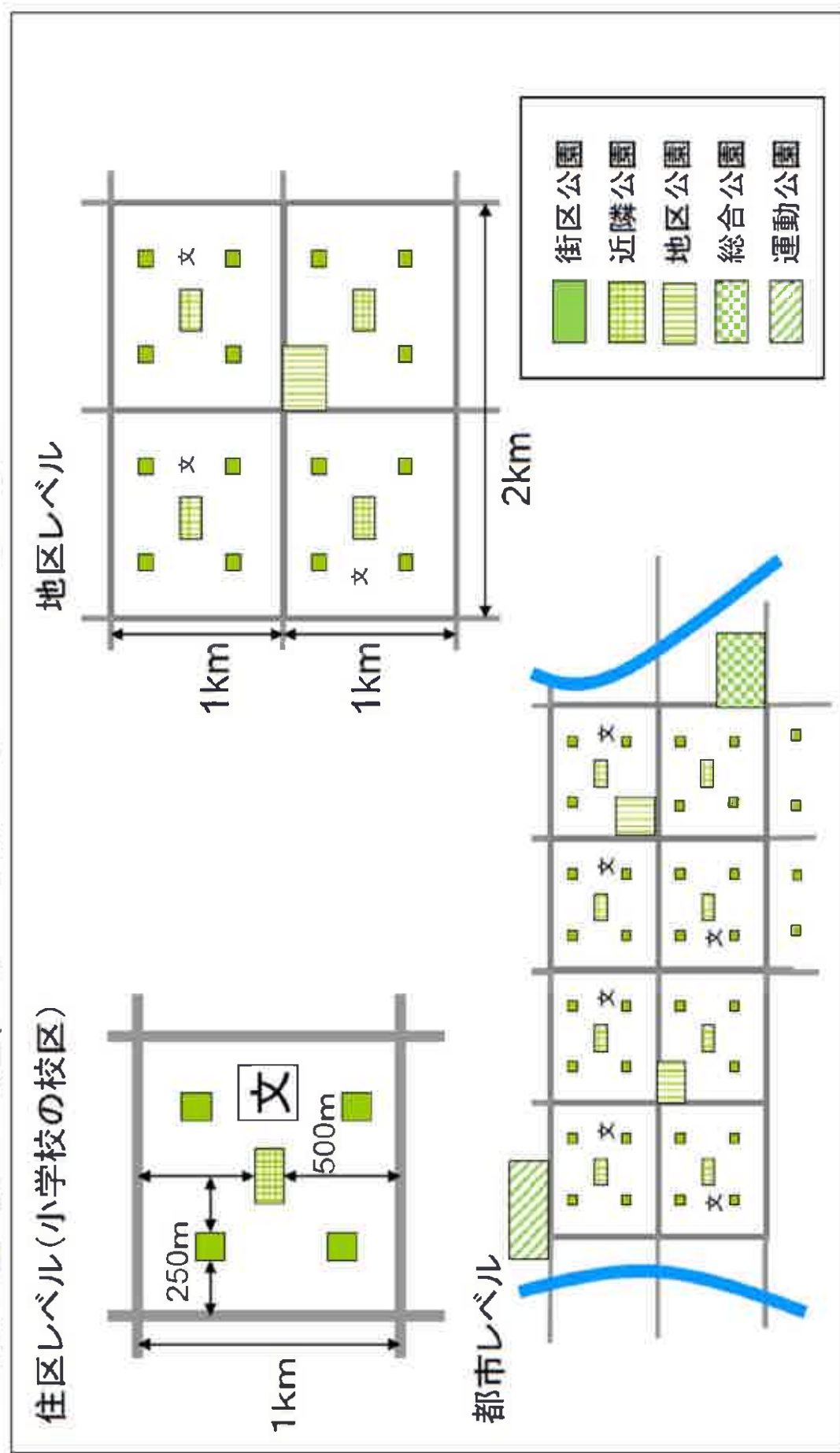
(和地地区) 和地農村公園ほか 計 4か所

都市公園以外

都市公園について

■都市公園の種類と配置

○都市公園の配置模式図(距離は標準的なもの)は以下の通りである。



浜松市中央区西地域公園一覧(1)

資料 B

地区		公園名	種別	面積 (h a)	所在地
神久呂	1	大久保東谷公園	街区	0.35	大久保町1202-6
神久呂	2	大久保第二緑地	緑地	0.31	大久保町1437-3
神久呂	3	大久保第一緑地	緑地	0.70	大久保町1441-4
神久呂	4	大久保農村公園	農村公園	1.03	大久保町3268-7
神久呂	5	神ヶ谷公園	街区	0.20	神ヶ谷町2873-2
神久呂	6	西山モッコ公園	街区	0.04	西山町808-103
神久呂	7	西山北公園	街区	0.13	西山町1055-126
神久呂	8	西山南公園	街区	0.11	西山町11551-9
神久呂	9	西山子供の遊び場	児童遊園等	0.06	西山町2118-1
入野	1	ブリックパーク入野	街区	0.03	入野町102-51
入野	2	本竹公園	街区	0.15	入野町9034-1
入野	3	南平公園	街区	0.48	入野町16117
入野	4	町田公園	街区	0.15	入野町16135
入野	5	西平第二公園	街区	0.35	入野町16433
入野	6	西平第一公園	街区	0.25	入野町16449
入野	7	佐鳴湖公園	総合	50.43	入野町19954-104
入野	8	入野第二緑地	緑地	0.67	入野町20014-1
入野	9	入野第一緑地	緑地	4.47	入野町20022-1
入野	10	西岸さざんか公園	街区	0.26	入野町20030-1
入野	11	大平台第一緑地	緑地	0.36	大平台一丁目113-1
入野	12	西岸もくれん公園	街区	0.25	大平台一丁目117-4
入野	13	西岸むくげ公園	街区	0.64	大平台二丁目11
入野	14	大平台第二緑地	緑地	0.88	大平台三丁目118-1
入野	15	西岸中央公園	近隣	2.34	大平台三丁目37
入野	16	大平台第三緑地	緑地	2.00	大平台四丁目104-1
入野	17	西岸もくせい公園	街区	0.50	大平台四丁目113-1
入野	18	大平台第四緑地	緑地	0.06	大平台四丁目129-8
入野	19	志都呂東公園	街区	0.08	志都呂町300-295
入野	20	志都呂東平公園	街区	0.01	志都呂町300-378
入野	21	志都呂公園	街区	0.11	志都呂町540
入野	22	西都志都呂東公園	街区	0.51	志都呂一丁目8
入野	23	西都志都呂宮前公園	街区	0.15	志都呂一丁目30
入野	24	西都中央公園	近隣	0.98	志都呂一丁目41
入野	25	西都志都呂西公園	街区	0.19	志都呂二丁目10
入野	26	西都志都呂九領川公園	街区	0.24	志都呂町二丁目1027-1
入野	27	志都呂北公園	街区	0.01	西鴨江町2901-36
入野	28	西都台緑地	緑地	0.55	西鴨江町2986-1外
入野	29	西都西鴨江公園	街区	0.20	西都台町5

浜松市中央区西地域公園一覧 (2)

地区		公園名	種別	面積 (h a)	所在地
伊佐見	1	伊左地緑地	緑地	7.32	伊左地町1559
伊佐見	2	緑ヶ丘第二公園	街区	0.06	伊左地町1795-4
伊佐見	3	緑ヶ丘第一公園	街区	0.12	伊左地町2091-78
伊佐見	4	伊左地第二緑地	緑地	0.80	伊左地町3003-1
伊佐見	5	伊左地町北原運動公園	その他	0.21	伊左地町8801-1
伊佐見	6	伊佐見農村公園	農村公園	2.70	伊左地町457-1
伊佐見	7	瞳ヶ丘中央公園	近隣	1.42	大人見町12-622
伊佐見	8	瞳ヶ丘東公園	街区	0.09	大人見町12-652
伊佐見	9	ゆう公園	街区	1.33	大人見町1500-223
伊佐見	10	大人見緑道	緑道	0.44	大人見町1500-224
伊佐見	11	大人見緑地	緑地	2.56	大人見町1500-225
伊佐見	12	しん公園	街区	0.18	大人見町1600-282
伊佐見	13	さん広場	街区	0.31	大人見町1600-284
伊佐見	14	ゆう緑地	緑地	2.10	大人見町1750-225
伊佐見	15	あい公園	街区	0.27	大人見町1750-233
伊佐見	16	湖人見緑地	緑地	0.71	古人見町1432-1
伊佐見	17	湖人見公園	街区	0.10	古人見町1432-96
伊佐見	18	瞳ヶ丘西公園	街区	0.32	古人見町1538-92
和地	1	湖東西公園	街区	0.78	湖東町1039-20
和地	2	湖東東公園	街区	0.28	湖東町1169-79
和地	3	桜台第五緑地	緑地	0.22	桜台一丁目115-12
和地	4	桜台第六緑地	緑地	0.60	桜台一丁目116-2
和地	5	大平山公園	街区	0.49	桜台二丁目1-1
和地	6	桜台第八緑地	緑地	0.23	桜台二丁目130-1
和地	7	桜台第七緑地	緑地	0.23	桜台二丁目130-2
和地	8	篠ヶ谷南公園	街区	0.45	桜台二丁目17-1
和地	9	篠ヶ谷北公園	街区	0.44	桜台二丁目28-1
和地	10	荒巻川ほたる公園	近隣	1.88	桜台三丁目1
和地	11	桜台第九緑地	緑地	0.07	桜台三丁目129-1
和地	12	桜台第四緑地	緑地	0.11	桜台三丁目131
和地	13	桜台第三緑地	緑地	0.18	桜台四丁目117-1
和地	14	桜台第二緑地	緑地	2.05	桜台四丁目117-2
和地	15	桜台第一緑地	緑地	0.32	桜台六丁目119-1
和地	16	沢渡公園	街区	0.20	桜台六丁目6-1
和地	17	和地農村公園	農村公園	1.35	和地町1769

浜松市中央区西地域公園一覧 (3)

地区		公園名	種別	面積 (h a)	所在地
篠原	1	篠原東公園	街区	0.19	篠原町1 4 5
篠原	2	しのはら・のぞみ公園	街区	0.07	篠原町6 1 2-4
篠原	3	仲村公園	街区	0.01	篠原町4 1 4 1-4
篠原	4	とおみ公園	街区	0.05	篠原町9 7 6 7-1 7
篠原	5	坪井町ふれあい公園	街区	0.06	篠原町9 9 4 8-1
篠原	6	中通公園	街区	0.02	篠原町2 1 6 5 0-4
篠原	7	坪井光の街公園	街区	0.02	坪井町2 3 5-4、2 3 3-5
篠原	8	坪井児童遊園地	児童遊園等	0.07	坪井町9 1 1-1
篠原	9	かなで野第二公園	街区	0.04	馬郡町1 2 6 9-3 1
篠原	10	かなで野第一公園	街区	0.03	馬郡町1 3 9 7-1 0
篠原	11	シンフォニータウンかなで野公園	街区	0.18	馬郡町1 3 9 7-8 7
篠原	12	やまもも公園	街区	0.02	馬郡町2 2 5 1-1 2
篠原	13	舞阪駅前北広場	その他	0.04	馬郡町6 1 2 4
庄内	1	舘山寺総合公園	総合	45.10	舘山寺町1 9 5
庄内	2	舘山寺ほりたち公園	街区	0.02	舘山寺町字堀立2 4 4-2 2
庄内	3	舘山寺第一公園	街区	0.04	舘山寺町2 0 0 1
庄内	4	協和農村公園	農村公園	1.74	協和町6 6 1-2 2
庄内	5	下田公園	街区	0.02	村櫛町2 6 3 3-1
庄内	6	村櫛中明公園	街区	0.23	村櫛町3 7 2 5-5
庄内	7	上の山公園	その他	0.34	村櫛町3 3 7 4
庄内	8	浜名湖ガーデンパーク	広域	34.60	村櫛町5 4 7 5-1

浜松市中央区西地域公園一覧（４）

地区		公園名	種別	面積 (h a)	所在地
舞阪	1	奉燈山児童遊園地	児童遊園等	0.13	舞阪町浜田 2 1
舞阪	2	長池南児童遊園地	児童遊園等	0.02	舞阪町浜田 7 5 3
舞阪	3	松並木ポケットパーク	その他	0.04	舞阪町浜田 7 9 1 - 2
舞阪	4	西野島浦公園	街区	0.15	舞阪町弁天島 2 6 5 8 - 1 0 3
舞阪	5	西野島浦児童遊園地	児童遊園等	0.17	舞阪町弁天島 2 6 5 8 - 1 0 3
舞阪	6	記念公園	街区	0.02	舞阪町弁天島 2 6 6 9 - 1 2 9
舞阪	7	観月園公園	街区	0.01	舞阪町弁天島 2 9 1 1 - 2 1
舞阪	8	弁天島公園(舞阪)	風致	2.49	舞阪町弁天島 2 9 7 1 - 6
舞阪	9	乙女園水緑緑地	その他	0.83	舞阪町弁天島 3 0 6 4 - 3 外
舞阪	10	観月園児童遊園地	児童遊園等	0.02	舞阪町弁天島 3 2 5 7 - 1
舞阪	11	千鳥園児童遊園地	児童遊園等	0.01	舞阪町弁天島 3 2 9 0 - 5
舞阪	12	浜松市舞阪乙女園公園	条例	1.93	舞阪町弁天島 3 4 8 1 - 2 5
舞阪	13	浜松市弁天島海浜公園	その他	3.00	舞阪町弁天島 3 7 7 5 - 2
舞阪	14	浜松市渚園	その他	17.20	舞阪町弁天島 5 0 0 5 - 1
舞阪	15	十王児童遊園地	児童遊園等	0.02	舞阪町舞阪 2 1 - 1
舞阪	16	金山様児童遊園地	児童遊園等	0.05	舞阪町舞阪 3 8 3
舞阪	17	西町児童遊園地	児童遊園等	0.02	舞阪町舞阪 2 1 1 8 - 1 - 2 0
舞阪	18	西町緑地	その他	0.05	舞阪町舞阪 2 1 2 0 - 2
舞阪	19	中学校東児童遊園地	児童遊園等	0.49	舞阪町舞阪 2 6 2 3 - 2 5
舞阪	20	浜松市舞阪表浜公園	条例	2.92	舞阪町舞阪 2 6 6 8 - 1
舞阪	21	浜松市舞阪表浜東公園	条例	2.07	舞阪町舞阪 2 6 6 8 - 2 5
舞阪	22	砂町やすらぎ公園	児童遊園等	0.04	舞阪町舞阪 4 0 4 2
舞阪	23	長池児童遊園地	児童遊園等	0.06	舞阪町舞阪 5 3 7 5
舞阪	24	レークイースト公園	街区	0.01	舞阪町舞阪 5 4 1 0 - 1 3

浜松市中央区西地域公園一覧 (5)

地区		公園名	種別	面積 (h a)	所在地
雄踏	1	堀出前中央公園	近隣	1.74	雄踏一丁目230-1
雄踏	2	堀出前第四号緑地	緑地	0.03	雄踏一丁目201-10
雄踏	3	堀出前第五号緑地	緑地	0.03	雄踏一丁目201-4
雄踏	4	堀出前第二号緑地	緑地	0.06	雄踏一丁目201-44
雄踏	5	堀出前第三号緑地	緑地	0.32	雄踏一丁目201-46
雄踏	6	堀出前東公園	街区	0.25	雄踏一丁目204-1
雄踏	7	堀出前第六号緑地	緑地	0.01	雄踏二丁目201-2
雄踏	8	堀出前第一号緑地	緑地	0.43	雄踏二丁目201-29
雄踏	9	堀出前西公園	街区	0.24	雄踏二丁目209-1
雄踏	10	つるが丘西游園地	児童遊園等	0.15	雄踏町宇布見600-128
雄踏	11	つるが丘東遊園地	児童遊園等	0.19	雄踏町宇布見600-144
雄踏	12	小山東遊園地	児童遊園等	0.16	雄踏町宇布見4616-1
雄踏	13	小山八幡宮内遊園地	児童遊園等	0.05	雄踏町宇布見4723
雄踏	14	思い出ひろば	児童遊園等	0.10	雄踏町宇布見4898-1
雄踏	15	中村遊園地	児童遊園等	0.06	雄踏町宇布見5213
雄踏	16	西之谷公園	緑地	4.30	雄踏町宇布見6024-1
雄踏	17	田端遊園地	児童遊園等	0.05	雄踏町宇布見6231-1
雄踏	18	雄踏パーク遊園地	児童遊園等	0.03	雄踏町宇布見6622-52
雄踏	19	西ヶ崎白山神社北遊園地	児童遊園等	0.08	雄踏町宇布見7461-4
雄踏	20	西ヶ崎南新田遊園地	児童遊園等	0.03	雄踏町宇布見8190-4
雄踏	21	領家息神社内遊園地	児童遊園等	0.18	雄踏町宇布見8690-1
雄踏	22	浅羽北遊園地	児童遊園等	0.05	雄踏町宇布見8972-6
雄踏	23	領家中学校東遊園地	児童遊園等	0.04	雄踏町宇布見9591
雄踏	24	浅羽南児童遊園地	児童遊園等	0.11	雄踏町宇布見9973-4
雄踏	25	浅羽亀崎遊園地	児童遊園等	0.05	雄踏町宇布見9980-74
雄踏	26	雄踏総合公園	総合	16.90	雄踏町宇布見9984-1
雄踏	27	山崎高畑遊園地	児童遊園等	0.03	雄踏町山崎1010-6
雄踏	28	山崎公民館内遊園地	児童遊園等	0.15	雄踏町山崎3549-1
雄踏	29	山宮神公園	街区	0.26	雄踏町山崎6440
雄踏	30	山崎川原遊園地	児童遊園等	0.03	雄踏町山崎川原 (公有水面)

地域課題（「公園の利活用」）参考資料

1 公園管理の施策

(1) 公園巡視・点検・設備修繕

公園管理事務所が管理している公園について、次の通り、職員による巡視、点検及び設備修繕を行っています。

- ・遊具点検や簡単な樹木剪定、トイレ清掃などを行うため、公園の巡視を月3回程度実施。
 - ・遊具の日常点検を月1回以上実施。
 - ・修繕可能な公園設備の不具合箇所の修繕を随時実施。
- ※職員による対応が困難な不具合か所は、業者に修繕を依頼。

(2) 公園の除草など

公園管理事務所が管理している公園について、委託により除草や樹木剪定などを行っています。なお、指定管理者が管理する公園は指定管理者が管理運営の一環として行っています。

- ・1ha以上の公園や中心市街地の公園（浜松市全域で63公園）については、芝刈りや除草を年4回程度実施。
- ・上記以外の公園（浜松市全域で679公園）については、除草を年2回程度実施。
- ・樹木の剪定は4年に1回程度実施。
- ・1ha以上の公園や中心市街地の公園のトイレ清掃を週1回実施。

(3) 公園愛護会育成事業

市民の手による安全・安心で快適な公園づくりを目指し、公園の清掃、除草、軽易な剪定刈り込み、樹木等への散水などの活動を行う市民団体に報奨金を交付しています。

- ・公園愛護会の団体数は312団体。
- ・公園愛護会が活動する公園は368公園。

2 公園利活用に係る市からの提案（回答作成：都市整備部・公園課）

【質問】 今後、公園をどのように活用してほしいなどの提案があれば、教えてください。

公園には、市民の憩いの場、自然環境の保全、スポーツ・レクリエーションの場、災害時の防災拠点、子育て環境の充実など様々な用途がありますので、多くの方に利用していただきたいと考えています。

公園がより使われるためのアイデアや地域と利用者の相互理解による柔軟なルール作り、維持管理、活用を地域で考え、地域で公園を育てていくような環境が醸成できればいいのではないかと考えています。

はままつ 公園活用ガイドブック

～市民と公園行政職員が共に考えるワークショップ

「公園を使いこなそう！」

の内容から作ってみました～

公園を使いたい！と思って
ワークショップに
参加しました！



ワークショップ参加市民

市民のみなさんにも
もっと使ってもらいたいと
考え、企画しました。

&



公園行政職員

令和3年3月版

浜 松 市

Step1 知る

1. そもそも公園とは何か、知るところから始めてみた！



公園はまちのあちこちにあるけど、
そもそも何のためにあるんですか？

※
公園の中でも「都市公園」はいつでも、誰でも利用できる
公共の場として整備されています。

まちのあちこちにあるのは、次のようなさまざまな役割を
持っていて、まちに必要なオープンスペースだからです。



○公園の役割

存在による役割

景観向上 歴史保存
環境保全 防災機能
憩いの場

利用による役割

レクリエーション 子育て・教育
文化芸術・自己実現 コミュニティ
産業振興 社会経済活動の場

※都市公園とは：都市環境の改善、防災、良好な景観の形成に寄与するとともに、多様なレクリエーション活動の場、コミュニティ活動の場となるなど、都市の生活に不可欠な様々な機能や役割を担う社会資本であり、国または地方公共団体によって都市計画施設等として計画的に整備され、都市公園法に基づく供用開始の公告により設置されるもの。

○豆知識 公園の種類

種類	設置の根拠	所管
都市公園 (579 箇所)	都市公園法	市民生活課 スポーツ振興課 緑政課 公園管理事務所 南区区振興課 南区区民生活課 浜北区まちづくり推進課 天竜区まちづくり推進課 など
児童遊園 (91 箇所)	児童福祉法	子育て支援課 各区の社会福祉課
子供の遊び場 (8 箇所)	浜松市子供の遊び場 設置基準	子育て支援課 各区の社会福祉課
児童遊園地 (247 箇所)		各地区の自治会

公園は、色々な部署が
担当しています。

都市公園の種類

都市公園の種類		主な公園の例
住区基幹公園 住宅地に隣接した公園	街区公園	東ふれあい公園(中区) 佐藤台第一公園(中区)など
	近隣公園	野口公園(中区) 染地台野鳥公園(浜北区)など
	地区公園	美南中央公園(浜北区) 高丘公園(中区)など
都市基幹公園 都市を代表する公園	総合公園	海松城公園(中区) 俊鳴湖公園(西区)など
	運動公園	四ツ池公園(中区)
緑地等	特殊公園	三方原墓園「墓園」(北区)など
	都市緑地	ゆたか緑地(東区) 天竜川緑地(南区)など
	緑道	坂留ポツポツ道(中区)など

(令和3年3月31日現在)

Step2 考える

3. やりたいことを出し合って、整理してみました



次は、できることって何？を考えてみました！
下の表は、ワークショップの参加者が「やりたい！」
と思っていることをまとめたものです。

	現状でできること	現状でできないこと
公園	<p>(現状でどの公園でも問題なくできる)</p> <p>A</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子連れで散歩 ・ライブを横目にブラブラ ・ベンチで走り回る子供を見守る ・森林浴・雲遊び・雲空星を眺める ・芝生であそび、くつろぐ・芝生を転がる ・お弁当を食べる・おやつを食べる ・風を感じて水の音を聴いて癒される ・木陰で涼しくゴロゴロする ・どんぐりひろい・昆虫採集・虫取り ・子どもたちとレクリエーション ・昔に流行った遊び ・高齢者の方々に昔の遊びを教えてもらう ・どう依いになすのかを話し合える場 →青空集会所のような場所 	<p>B</p> <ul style="list-style-type: none"> ・火を使うので危険？・焚き火・焼き芋・火が使える ・パン作り・スूपづくり・焼き出し・七輪を使う ・ケガのリスクがある？・プレーパーク・子どもが自由に遊べる環境・木登り・木工・水遊び ・遊び作り・木を切って遊ぶ・子供たちの冒険あそび ・ローラーボード・球技・自転車乗り ・占有してしまう？・グラウンドゴルフ 禁止行為？・魚釣り・魚捕り ・現状復旧が難しい？・穴掘り ・営利行為にあたる？・屋台が出る・朝市・マルシェ・定期演奏会・スポーツイベント・スポーツ教室・キッチンカー・カフェ ・誰が責任者？・遊具類の貸し出し(ボール、輪滑、スリッポンとコースは含めた) ・イベントも責任の所在でできたりできなかったり？ ・たくさんの方が集えるイベントを開催したい ・地域の祭り・音楽(音楽ライブ・ミニコンサート・ストリートミュージシャンが演奏する公園・演奏をみんなで楽しむ)・習い事の発表・彫刻展 ・大学生×〇〇みたいな企画・紙芝居が来る・趣味の会 ・女子会・移動図書館と読み聞かせ・ソロちゃん・ギネスに挑戦 ・ワークショップ・ハンター逃走中・ダンボール制作 ・プロジェクションマッピング・ライトアップ
	<p>C</p> <ul style="list-style-type: none"> ・飲食や演奏ができるカフェ ・子どもを見守れるコーヒースタンド ・ちょっとした商店もしくは 立派な自販機 ・フリーWi-Fiがある ・周辺店舗の美味しい食事を 提供できるオープンテラス席 	<p>D</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ラジコンカー用サーキットのある公園 ・ピオトープがある公園 ・デモンストレーション園場 ・景色の良い場所で長い距離の散歩やウォーキング ・放課後児童会 ・子ども食堂のような福祉の拠点としての活用 ・旧鈴木家の歴史や地域での役割を伝える展示コーナーを作りたい

※ワークショップで実際に作成した表。公園によって、できること・できないことの分類は異なります。



市役所の職員にも意見をもらいながら「現状でできることと、できない」ことを整理。さらにBエリアは「できない(許可されない)理由」について考えて赤字でメモをしました。大きく分けると下記のようなことが「許可されにくい内容」かな？

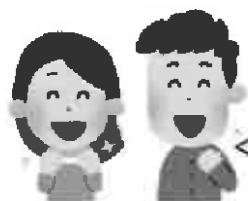
? 許可されにくい内容 ?

- ①危険そうなこと 火を使う、子どもがケガをしそう
- ②近隣に迷惑がかかりそうなこと 大きな音・煙・臭いが発生する、周辺の渋滞が生じそう
- ③利益が目的になりそうなこと 物の販売、入場料が発生するイベント



どこまでが危険？どんなことが近隣への迷惑になる？
その境目が曖昧で、判断や予測が難しいのが許可されにくい原因かも！

4. 「できない」を「できる」に変える方法を考えよう



危険そうなことや近隣に迷惑がかけられそうなことを全部諦めていたら、公園は全然使えない場所になっちゃう。どうしたら公園利用のハードルを下げられるのか？ みんなで考えてみました！

課題

解決のヒントになりそうなこと色々

①危険そうなこと

公園における（特に子ども）のケガなどのリスクについて

子どもたちができるだけ安全に、しかし（冒険的な動きを含む）豊かな体験を公園でできるようにするにはどうしたらいいのかな？



- ・場所よりも、子どもを見守る大人の存在が大事だと思う。
- ・「危険だから排除」としてはいつまでたっても何もできない。道具の使い方や自分の体の使い方を、小さなチャレンジを通して知ることができるようにする。
- ・「それをやったら危ないよ」ということを教えられる指導がやっぱり大事。
- ・地元の協力っていうのが第一なのかな。やはり人の理解っていうのが一番大切になってくると思う。

②近隣に迷惑が かけられそうなこと

公園利用の際の周囲への配慮

騒音や危険に見えてしまう行為への意見があることで、公園利用できなくなっていることがあります。公園利用の際は、周囲の理解を得ることが大切。そのような企画を考え、公園管理者と円滑なやりとりするために、どんなことが必要かな？



- ・パークコーディネーターのように、公園を利用したい人と公園管理者、公園周辺の方々との調整役が必要。
- ・公園の利用者が公園の状態を維持するための取り組みも求められると思う。
- ・企画ができた時点で周りの人に説明をして、理解や協力をしてもらえるようにコミュニケーションをとる。
- ・クレームが起きる前に趣旨を説明するのは大事。
- ・それぞれの公園周辺の自治会を味方にする。
- ・小さいイベントから少しずつやっていく必要がある。



みんなで話すすとすごーい！紹介したのはほんの一部だけど、色々な意見やアイデア、視点が出てきたよ！
コミュニケーションが大切という意見もとても多かったです！

ちなみに、③利益が目的になりそうなことについて…

公園内の利益が生じるような行為や民間が行う行為はなんでも禁止なわけではありません。公園利用者の利便性・快適性を向上させたり、地域活性化につながったりする事業は、許可されますよ。



Step3 提案

5. 公園で何かしたいと思った人へ



みんなと話をしたら、公園の使い方が少し見えてきた気がします。「公園を使いたい!」と思ったとき、どんなアクションを起こしたらいいか? 考えてみました!

①まずは公園について情報を集めよう

- ・公園の「役割」や「できること」「種類」等について
- ・ほかの公園での事例
- ・使いたい公園について（普段の様子、近隣の様子・自治会等）

基本を理解しておく
と相談がスムーズかも!

②公園でやりたいことについてじっくり考える

内容を整理するために相談メモ（P6）を作ってみてもよいかもしれません。思いつきでも、色々な人に相談をして、一緒に考えるとよいでしょう。

③使いたい公園の管理者を確認する

公園にある看板などで確認します。わからなければ窓口（巻末）へ!

④管理者に相談に行く

確実に対応してもらえる
ように事前連絡を!

はじめは「〇〇のために、こういうことをしたいと考えています」と相談し、管理者の考え方や心配事も聞いて、同じ目線で話ができるようにしていきましょう。

⑤必要な手続きをする

⑥準備する

みんなに喜んでもらえるように、細かいことまで想像して準備しよう。思いがけず、何か苦情が来たときの責任者や対処方法も考えておこう。

やっぱりコミュニケーションが大切。人間関係をしっかりと育てていくといいと思うよ。

⑦実行する



⑧次の企画のために反省会や報告をする

公園を使う目的が「地域のために」だと、活動が継続していくことが多いです。次回につなげていくために、活動報告をして地域の人たちや自治会等との関係を深めましょう。また、管理者へも報告をするのも大切です。

特に利用時の事件・事故・苦情などがあった場合には対処方法まで報告して、お互いの信頼関係を深めていきましょう。

6. 公園利用の相談メモを作ってみよう



これまではただ手続きをするためだけに市役所に行っていたんだけど、それでは、私たちが思いや考えが伝わらず、よいコミュニケーションにつながらないね。

市役所の人とは「浜松の公園を盛り上げていくパートナー」になりたいし、一緒に考えたい。そのためにも相談に行く前に考えておいたほうがよさそうなことをピックアップしてみました。

必須ではないけれど、相談メモがあるとコミュニケーションの土台にできるかも。近隣の理解を得るときにも役立つと思います！



○相談メモ要素

- ①タイトル
- ②企画者、団体名、責任者名、連絡先
- ③一緒に企画を行う団体や協力者
- ④目的（誰のために、なんのためにやるのか）
- ⑤この企画は、地域にどんな利益を還元できるか（公共性があるか）
- ⑥内容（対象者、想定人数、やること、イメージ写真など）
- ⑦収支計画
- ⑧広報計画
- ⑨-1 企画の実施で、予測できる危険にはどんなことがあるか
- ⑨-2 危険を回避するために事前にできることはどんなことか
- ⑩-1 どんなことが近隣や参加者への迷惑になるか
- ⑩-2 近隣や参加者へ迷惑をかけないためにできる事前準備は何か
- ⑪近隣の人たちの活動への理解を得るために何ができるか。周知方法など
- ⑫企画団体のこれまでの実績など

自治会の協力やバックアップが得られると、地域との連携がスムーズに進むので、管理者からの信頼度がアップするかも！



ガイドブックのおまけで、相談メモのフォーマットを作ってみました。市の正式なものではなくて、企画について考えるためのお手伝いフォーマットだから気軽に書いてみてね。

7. お役立ち情報

● 公園の管理者を知りたいときの窓口：公園管理事務所

〒433-8122 浜松市中区上島六丁目19-1

電話番号：053-473-1829 E-mail：koen-kan@city.hamamatsu.shizuoka.jp

【市内公園】<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/kyoiku/leisure/koen/index.html>

● これから作る公園を知りたいときの窓口：公園課

〒430-0923 浜松市中区北寺島町617-6 南土木整備事務所1階

電話番号：053-457-2353 E-mail：kouen@city.hamamatsu.shizuoka.jp

● みどりを介した市民活動の窓口：緑政課

〒430-0923 浜松市中区北寺島町617-6 南土木整備事務所1階

電話番号：053-457-2586 E-mail：ryokuka@city.hamamatsu.shizuoka.jp

● 浜松市緑の基本計画

<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/ryokuka/greening/kihonkeikaku/index.html>



公園を使いこなそう！ワークショップについて

浜松市公園課主催で行ったワークショップ。市民と市役所の職員＋中間支援 NPO スタッフで、2020年11月～2021年1月まで、全3回、コロナ禍の時期だったので、リモートとリアルのハイブリッド形式で行いました。



● ワorkshop参加者から

「なんのために公園を使いたい？」ということ考えたときに出てきたのは①地域コミュニティの場 ②子どもがのびのびと育つ場 ③自然環境との接点・理解の場 ④文化・芸術の発信の場でした！この想いを大切にしたいです。

たった3回の話し合いを基にしているのも足りない部分もあると思います。公園を取り巻く環境も時代と共に変化するので、状況に合わせてバージョンアップしていきたいです！

● 浜松市公園課職員から

これからの公園は、利用者の希望を市役所だけが受け止めて行政サービスとして提供する、という一方通行の時代から、もっと双方向や多方向の時代へ変わっていかなくてはならない、との思いから企画したワークショップ。参加者の皆様が「公園でやりたいこと」をしっかりとって議論していただけたことに感謝しております。今後、より市民の皆さんと連携して公園を盛り上げていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします！



はままつ公園活用ガイドブック

～市民と公園行政職員が共に考えるワークショップ「公園を使いこなそう！」の内容から作ってみました～

企画・編集：認定 NPO 法人 浜松 NPO ネットワークセンター

発行者：浜松市都市整備部公園課 (☎053-457-2353)

発行日：令和3年3月31日

雄踏町児童遊園地 点検結果

民生・児童委員児童福祉部会

点検日時 平成 21年 6月 17日(水) 9:00~12:30

点検結果 下記の表の通り◎印は良好、○印は普通、×印は不良の3評価、印のない項目は設備のない遊園地

記

字	点検児童遊園地	点 検 項 目							周囲欄	
		遊具	砂場	樹木	草	水道	トイレ	ベンチ		ごみ
中村	中村児童公園	○	○	◎	◎	○	○	○	○	錆びが出ている。
小山	堀出前西公園	◎		◎	◎	◎	◎		◎	小高い山の上に白つめ草が咲いている。そこへ蜂が飛んでくる。
	堀出中央公園	◎		◎	◎	◎	◎		◎	真っ黒い煙の臭いが気になる。石で出来ている水車の「モニメント」が危ないと感じた。
	小山クックマート東	◎	◎	○	◎		○		○	木製ベンチ老朽化している。保育園児が徒歩で来て遊んでいた。
	小山八幡宮内	○		○	◎		×		○	木製ベンチの足が壊れている。
パーク	雄踏パーク	◎		○	○		○		○	
山崎	山崎高畑	○		○	○	○	○		○	
	山崎市営住宅内	○	○	○	×		×		○	鉄棒の錆が出ていて遊べない。草も伸びている。木製ベンチも壊れている。
	山崎公民館内	○		○	◎		○		○	非常用給水タンクの下のネジから水漏れしている。
	山崎川原	○		○	×		○		○	錆が出ている。草が多い。
	山神寺公園	◎	○	○	×	○	○		○	昨年はきれいだっただが樹木の廻り草が目立つ。
領家	領家中学校東	◎		○	○	○	○		○	トイレのドアが縛り付けてある。
	領家恵神社内	◎		○	○		○		○	
	領家思い出広場	◎		○	◎	◎	○		○	石のベンチ角が改善されていた。
浅羽	浅羽南(いしはら)	◎		○	×	×	×		○	水道の水が出ない。木製ベンチ3台壊れている。
	浅羽北	○		○	○	○	○			
	浅羽龜崎	○		◎	◎		○		○	ピンク色のベンチ後方欠けていて危ない。市の公園協会が枝を切っていた。
西ヶ崎	西ヶ崎南新田	○		○	×	○	○		○	シーソー錆びている。草も伸びすぎです。
	西ヶ崎白山神社北	○	○	○	○	○	○		○	
田端	田端市営住宅内	○	○	○	○		○		○	木製ベンチが傷んできている。
つるが丘	つるが丘西	○		◎	◎		○		○	木製ベンチ釘が打ってあるがガタが多い。
	つるが丘東	◎	○	◎	◎	○	○		○	

10/24 (金) に
浜松市「休日の部活動の地域展開」に関する
ガイドライン(案)が公表されました!

浜松市では、市立中学校の休日の部活動を、令和8年9月以降、
地域クラブ活動へ移行していきます。浜松市が目指す地域クラブ活動
「はまクル」について、市民の皆様向けの説明会を開催します!



浜松市「休日の部活動の地域展開」 市民向け説明会

浜松市の中学校部活動の地域展開に関心のある方は、どなたでも参加できます!

日程	会場	時間(開場時間 18:30)
<input type="checkbox"/> 11月14日(金)	【天竜区】天竜壬生ホール 第1・第2会議室	19:00~20:00
<input type="checkbox"/> 11月21日(金)	【中央区】可美公園総合センター 第1研修室	19:00~20:00
<input type="checkbox"/> 11月26日(水)	【中央区】浜松アリーナ 第1会議室	19:00~20:00
<input type="checkbox"/> 11月28日(金)	【浜名区】みをつくし文化センター 大研修室	19:00~20:00
<input type="checkbox"/> 12月5日(金)	【浜名区】浜北文化センター 第1練習室	19:00~20:00
<input type="checkbox"/> 12月12日(金)	【中央区】あいホール 301、302号室	19:00~20:00

※全体での説明時間は約30~40分となります。その後、個別に質問や相談を受ける時間を設けます。

※お車でお越しになる方は、説明会会場の駐車場(一部有料)をご利用ください。近隣の商業施設等には、
駐車しないでください。

※自然災害等により、説明会を中止する場合があります。その場合は、市ホームページにてお伝えします。

浜松市「休日の部活動の地域展開」



【主な説明内容】

- ・部活動の地域展開の経緯、浜松市の方向性
- ・浜松市が目指す地域クラブ活動「はまクル」とは?
- ・はまクル認定クラブの活動指針
- ・はまクル認定クラブにかかわるには?

【説明会への参加方法】

- ・右の2次元コードを読み取り、必要事項を入力して申し込み完了となります。
(複数名で参加される方も、お手数ですが1名ずつお申込みください。)
- ・申し込み後のキャンセル等の連絡は不要です。
- ・事前申し込みをされていなくても、当日の参加が可能です。(ただし席に限りがあります。)



説明会申し込み

クラブ団体、指導者向けの個別相談も受け付けます!

○認定クラブの創設、既存クラブからの移行を考えている方、指導者や運営スタッフとして携わりたい方などは、以下のお問い合わせ先にご連絡ください。

お問い合わせ 浜松市教育委員会 学校・地域連携課 部活動地域展開グループ 053-457-2405